

難病患者の主治医の方へ

一時入院制度の利用に御協力ください

静岡県では、難病患者を介護する家族の負担の軽減と、風水害時における難病患者の安全の確保を図るために、医療機関等の施設に一時的に入院できる制度を設けています。

患者さんから御相談がありましたら、制度の利用に必要な文書の作成について御協力をお願いします。

制度の詳細は、静岡県ホームページを御確認ください。



静岡県ホームページ

一時入院の目的

- ・患者を介護する家族の休息（レスパイト）
- ・台風などの風水害発生が見込まれる場合の安全確保



制度を利用できる方

以下の全てを満たす方が対象です。

- 特定医療（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者症の交付を受けていること
- 県内に住所を有していること
- 在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管の切開により頻回に喀痰を吸引することを必要としていること

一時入院できる施設

以下の条件を満たす病院、有床診療所又は福祉施設が対象です。

- 72時間以上連続稼働可能な非常用自家発電設備を備えている
- 常勤の医師を配置し、難病患者に対する急変時の医療提供が可能

費用負担

一時入院に要する費用は、利用者の自己負担となります。

ただし、1日当たり19,270円を上限として施設に県補助金が交付されます。

利用者は、県補助金が差し引かれた額を施設に直接支払います。

裏面につづきます

利用の流れ

情報提供書

- 患者から医療状況等情報提供書作成の依頼があります。
- 詳細は「御協力いただきたいこと」を参照してください。

施設の調整

- 患者はコーディネーターに連絡し、施設との調整を依頼します。
- 患者は施設に連絡し、サービス内容や利用料金の説明を受けます。
- 候補施設の決定後、施設から患者に、サービス内容や利用料金の概算額が記載された条件確認書が届きます。患者は条件確認書に署名して、施設に返送します。

利用決定

- 患者は、利用申請書等を、コーディネーターに送付します。
- 県から患者に、在宅難病患者一時入院決定通知書が届きます。
- 年間（4月～3月）で14日まで一時入院の利用が可能となります。

一時入院

- 入院したい日が決まったら、患者は施設に直接連絡します。
- その際、主治医にも連絡があります。
- 患者は、施設の指示に従って一時入院し、費用を支払います。

御協力いただきたいこと

○医療状況等情報提供書の作成等

制度の利用に当たっては、主治医の作成する医療状況等情報提供書が必要となります。指定の様式を御利用ください。（文書料を請求できます。）

また、一時入院先施設の求めに応じてアセスメントシートなどの情報を共有していただくなど、患者さんの円滑な入院に御配慮くださるようお願いいたします。

○患者さんへの助言

患者さんの状態や、お住まいからの移動の事情等を鑑み、一時入院先として適当な施設に心当たりがありましたら、御助言ください。

医療状況等情報提供書は
こちらからダウンロードできます。



問合せ先

（制度・補助金に関すること）静岡県健康福祉部医療局疾病対策課 054-221-3393

（施設との調整に関すること）浜松医科大学医学部附属病院 難病医療相談支援室

難病診療連携コーディネーター 053-435-2477